

児童虐待防止に係る広報啓発（オレンジリボン・キャンペーン等）の取組について

平成16年度から、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待に関する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施している。

平成20年度においても、月間標語の公募、広報啓発ポスター・チラシの作成・配布、新聞等各種媒体を活用した広報啓発などを行うほか、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in しが」を、11月2日（日）～3日（月・祝）に滋賀県大津市において開催することとしている。

この全国フォーラムは、国が主催として実施するものであるが、開催地にとっても、児童虐待防止に向けた機運の醸成に資するほか、地方自治体に加えて広く関係者が運営に参加することにより、地域の関係機関や民間団体等との連携が促進される等の効果が期待されるものである。

ついては、平成21年度の開催地の選定に当たり、都道府県を対象に広く開催希望を募ることとしたので、関心のある都道府県におかれては、虐待防止対策室調整係まで問い合わせいただくとともに、開催希望がある場合には、7月18日（金）までに連絡願いたい（詳細は、別途配布の事務連絡参照）。

また、子どもの虐待を防止するメッセージが込められた「オレンジリボン・キャンペーン」は、多くの国民が児童虐待を自らの問題として関心を持ち、社会全体で児童虐待を防止する機運を高める有効な取組であると考えられることから、本年度も「オレンジリボン・キャンペーン 2008（案）」として、オレンジリボンを通じた啓発活動を積極的に展開していくこととしている。

各地方自治体におかれても、別添資料「オレンジリボン・キャンペーン 2008（案）」を参考に、民間団体やメディアとも連携しながら、地域住民と接点のある様々な場面や機会を活用して、本キャンペーンの展開をお願いしたい。

【参考】過去の全国フォーラム開催状況

- 平成17年度 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in さいたま」
〈テーマ〉 すべての子どもと子育てを大切に作る社会づくりに向けて
- 平成18年度 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in しずおか」
〈テーマ〉 子どもと家族の声に耳を傾けて
- 平成19年度 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in くまもと」
〈テーマ〉 児童虐待対策の今、そして、これから

「オレンジリボン・キャンペーン2008（案）」について

1 趣旨

民間と国・地方自治体で、それぞれ別個に実施されてきた児童虐待防止に向けたキャンペーン活動について、「民間・地方自治体・国」が11月の児童虐待防止推進月間を中心に、相互に連携したトータルな形で実施するものとする。

2 基本方針

- (1) ややもすれば関係者中心となりがちの講演会型のキャンペーンだけでなく、広く一般の関心を集めるような、シンボリック施設のオレンジライトアップやイルミネーション、市民参加によるパレード等の啓発活動等、社会全体で児童虐待を防止する気運を高める取組を実施する。
- (2) 特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワークが中心となって実施する民間レベルの取組を積極的に応援するとともに、児童虐待防止対策協議会の場を活用し、「民間・地方自治体・国」が連携し、一体となったキャンペーンを展開する（平成19年度の取組については、同全国ネットワークのウェブサイト <http://www.orangeribbon.jp/index.php>を参照）。

3 実施に当たってのポイント

単にイベントを実施するのではなく、「オレンジリボン・キャンペーン」を通じて、伝えたいこと、広げたいことが明確に一般市民に届くような企画・運営を行う（メディアと協力するなどして、市民の心に届くメッセージ性のある企画をめざすなど）。

《オレンジリボン・キャンペーンを通じて届けたいメッセージの例》

- まずは身近な自分の子育てを振り返ってみてほしい
- もし、子育てに悩んでいる人がいたら、ひとりで抱え込まずに相談してほしい
- もし、虐待で苦しんでいる子どもたちがいたら、がまんしないで打ち明けてほしい
- 自分の周囲で虐待が疑われる事実を知ったときは、躊躇なく通報してほしい
- 虐待を受けた子どもたちの自立に向けた支援の輪に加わってほしい
- もし可能なら、虐待を受けた子どもたちのための親代わり（里親）になってみてほしい

「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in しが」の開催について

～平成20年度は、滋賀県大津市で開催します～

1. 趣 旨

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、特に、子どもの生命が奪われるなど痛ましい事件も後を絶たない状況にあります。児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっており、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

こうした状況を踏まえ、平成16年度から、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待に関する社会的関心の喚起を図るため、広報・啓発活動を集中的に実施することとしています。

平成20年度におきましても、児童虐待防止推進月間標語の募集、広報啓発ポスター・チラシの作成・配布、政府広報等を活用した各種媒体（新聞、雑誌等）による広報啓発などを行うほか、次のとおり、全国フォーラムを開催することとしております。

2. 全国フォーラム

(1) 開催日

平成20年11月2日（日）～3日（月・祝）

(2) 開催場所

会場 滋賀県立芸術劇場 びわ湖ホール（滋賀県大津市打出浜15-1） 等

(3) 参加募集

本年8月（予定）に、当省ホームページ等において募集を行います。

(4) 主催

厚生労働省

(5) 協力

滋賀県、大津市、滋賀県要保護児童対策連絡協議会 等

事務連絡

平成20年6月17日

都道府県児童福祉主管課長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
虐待防止対策室長

児童虐待防止推進全国フォーラムの開催希望の募集について

平成16年度から、児童虐待の防止等に関する法律が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」（以下「月間」という。）と位置づけ、児童虐待に関する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施しているところである。

平成20年度においても、月間標語の公募、広報啓発ポスター・チラシの作成・配布、新聞等各種媒体による広報啓発を行うほか、別紙のとおり「児童虐待防止推進全国フォーラム」（以下「全国フォーラム」という。）を滋賀県大津市において開催することとしている。

この全国フォーラムは、厚生労働省の主催であるが、企画・運営に当たっては、開催地となる地方自治体にもご協力をお願いすることとなる。これは開催地にとっても、児童虐待防止に向けた機運の醸成に資するとともに、地方自治体に加え、広く関係者が主体的に運営に参加することにより、地域の関係機関・民間団体等との連携が促進される等の効果が期待されるものである。

今般、平成21年度における全国フォーラムの開催について、都道府県を対象に開催希望を募ることとしたので、ご関心のある都道府県におかれては、雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調整係まで事前に問い合わせをいただいた上で、別添様式に必要事項を記載し、7月18日（金）までに下記担当者宛に提出いただきたい。

本件担当者

雇用均等・児童家庭局総務課

虐待防止対策室調整係 伴野・馬島

電 話 03-5253-1111 (内7799・7800)

F A X 03-3595-2668

子ども虐待対応の手引きの改訂について

1 趣旨

子ども虐待対応の手引きは、児童相談所等の児童虐待の初期対応を担う職員が、対応に苦慮する際に参照することを念頭に置き作成しており、平成20年4月1日に施行された改正児童虐待防止法の出頭要求・臨検・捜索等の新たな制度に関する実務モデルを盛り込むとともに、その他の内容に関しても現状に即した見直しを行う。

2 作成方法

児童相談所の実務者、児童虐待対応に関する有識者の協力を得て作成する。

3 完成時期

平成21年1月を目途に改訂版を通知する予定。

事務連絡
平成20年5月14日

都道府県
各指定都市 児童相談所担当 殿
児童相談所設置市

厚生労働省
雇用均等・児童家庭局総務課児童相談係

子ども虐待対応の手引きの改訂に当たっての事例の提供について（依頼）

日頃より児童虐待防止対策に御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本年4月1日に児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）及び児童福祉法の一部改正法が施行されたことに伴い、標記手引きの改訂を予定しております。

つきましては、改訂に当たっての参考とさせていただくため、本年4月1日から8月末までの間に、下記の事項に該当する事例がある場合は、平成20年9月17日（水）までに当該事例の概要の提出をお願いいたします。（様式は任意です。別添を参考としてください。）

お忙しいところ恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 調査項目

- (1) 児童虐待防止法第8条の2第1項に基づく出頭要求
- (2) 児童虐待防止法第9条の2第1項に基づく再出頭要求
- (3) 児童虐待防止法第9条の3第1項に基づく臨検・搜索
- (4) 児童福祉法第61条の5に基づく立入調査拒否罪としての告発

2. 提出期日

平成20年9月17日（水） 〆切（FAX、メールでの提出可）

3. 提出先及び照会先

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課児童相談係 西浦

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

TEL：03-5253-1111(7829)

FAX：03-3595-2668

e-mail：nishiura-keiko@mhlw.go.jp

(別添)

児童相談所等における臨検・捜索等の事例について

都道府県・指定都市・児童相談所設置市名

1 児童虐待防止法第8条の2第1項に基づく出頭要求事例

(以下の2, 3に該当する場合は、ここでの記入は不要です。)

【事例の概要例】

- ・虐待が疑われる児童の年齢・性別・家族構成
- ・保護者に出頭を要求した背景(理由)
- ・出頭要求日
- ・出頭時の保護者の様子
- ・保護者の出頭時の対応者(肩書き、人数)
- ・出頭後の対応(援助方針等) など

2 児童虐待防止法第9条の2第1項に基づく再出頭要求事例

(以下の3に該当する場合は、ここでの記入は不要です。)

【事例の概要例】

- ・虐待が疑われる児童の年齢・性別・家族構成
- ・保護者に出頭を要求した背景(理由)
- ・再出頭を要求した理由
- ・再出頭要求日
- ・出頭時の保護者の様子
- ・保護者の出頭時の対応者(肩書き、人数)
- ・出頭後の対応(援助方針等) など

3 児童虐待防止法第9条の3第1項に基づく臨検・捜索事例

【事例の概要例】

- ・虐待が疑われる児童の年齢・性別・家族構成
- ・臨検・捜索に至った経緯
- ・虐待が疑われてから臨検・捜索までの手続きに要した期間
- ・臨検・捜索の概要
(実施日、対応者の肩書き・人数、臨検・捜索の内容)
- ・臨検・捜索後の対応(援助方針等) など

4 児童福祉法第61条の5に基づく立入拒否罪としての告発事例

【事例の概要例】

- ・告発に至った経緯
- ・ケースの概要
- ・告発日 など



雇児総発第 0331003 号
平成 20 年 3 月 31 日

各 { 都道府県
指定都市
児童相談所設置市 } 児童福祉主管部(局)長・母子保健主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課



妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る
保健医療の連携体制について

厚生労働省で把握した児童虐待による死亡事例においては、0歳児が多くを占めているが、その背景には、母親が妊娠期に悩みを抱えていたり、産後うつなどがあるものと考えられている。こうしたことから、子育てを支援し、ひいては児童虐待を予防するため、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、地域の実情に応じ医療機関から市町村保健センター等保健機関への情報提供や相互の連携体制を整備することが必要と考えられる。

このため、今般、このような養育支援を特に必要とする家庭に対して、医療機関と保健機関の間で効果的に情報提供・共有するための連携体制のあり方を下記のとおり取りまとめたので、各都道府県におかれては、これを管内市町村並びに医療機関に周知するとともに、連携体制の整備にご尽力願いたい。

なお、体制整備に当たっては、「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」(平成 20 年 3 月 31 日雇児発第 0331010 号雇用均等・児童家庭局長通知。別添1)の「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」における連携の仕組みを活用するなど工夫した取組をお願いする。

また、情報提供の対象となる家庭について、医療機関が市町村に対して情報提供を行う場合には、「養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について」(平成 16 年 3 月 10 日雇児発第 0310001 号雇用均等・児童家庭局総務課長通知。別添2)において、情報提供を行った医療機関は、診療情報提供料として診療報酬上の算定ができることとしているが、今般の診療報酬改定に伴い、「診療報酬の算定方法の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 20 年 3 月 5 日保医発 0305001 号保険局医療課長・歯科医療管理官通知。別添3)により、留意事項及び様式番号が変更されているので、念のため申し添える。さらに、この取扱いに当たっては「疑義解釈資料の送付について」(平成 16 年 7 月 7 日保険局医療課事務連絡。別添4)を併せて参考にされたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1. 目的

医療機関が妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭を把握した場合、市町村に対し情報提供を行い、市町村が早期に家庭への養育支援を開始することにより、家庭の養育力の向上を目指すとともに、ひいては児童虐待の未然防止に資することを目的とする。

2. 情報提供の対象となる家庭

医療機関が市町村に対して情報提供を行う対象となる家庭は、別表に示す項目に該当する保護者又は子どもがいる家庭などのうち、医療機関において、早期に養育支援を行うことが特に必要であると判断した家庭、又は、その出産後の養育について出産前において養育支援を行うことが特に必要であると判断した妊婦を対象とする。

なお、医療機関において、児童虐待を受けたと思われる子どもを把握した場合には、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)に基づき、市町村の虐待対応窓口、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告を行う。

3. 各関係機関の役割

都道府県、市町村保健機関及び医療機関の役割は以下の(1)から(3)に示すとおりである。なお、医療機関による保健機関に対する情報提供については、「養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について(平成16年3月10日雇児総発第0310001号雇用均等・児童家庭局総務課長通知)」に基づきこれを実施することにより、情報提供を行った医療機関は診療情報提供料として診療報酬上の算定ができるものである。

(1) 都道府県

- ① 都道府県は、地域における保健医療の連携体制についての企画を行うとともに、管内の各関係機関に対して実施に当たっての調整を行う。なお、母子保健医療対策等総合支援事業の「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」(平成20年3月31日雇児発第0331010号雇用均等・児童家庭局長通知)を実施する場合は、その拠点病院がこれを行うこともできる。
- ② 都道府県においては、情報提供のあった事例及びその後の対応状況等を把握する。また、必要な事項について連携体制の改善を行う。
- ③ 体制整備に当たっては、「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」における連携の仕組みを活用し、情報提供の判断に迷う事例について拠点病院が地域の医療機関に対して助言を行うなどの取組を検討する。

(2)市町村

ア 市町村保健担当部署(保健機関を含む)の役割

- ① 本通知を参考とした保健医療の連携体制について、都道府県との連絡調整を行う。
- ② 医療機関から情報提供のあった事例及びその後の対応状況等について取りまとめ、都道府県に報告を行う。

イ 市町村保健機関の役割

医療機関から情報提供があった場合、当該情報提供に係る家庭が子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会。以下「地域ネットワーク」という。)の対象ケースに該当しているか否かを確認する。

地域ネットワークの対象ケースに該当している場合、必要に応じて地域ネットワークにおいて支援内容を見直し、対応することとし、対象ケースに該当していない場合には、以下により対応する。

- ① 対象家庭に対して、妊産婦訪問や新生児訪問、生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)、育児支援家庭訪問事業等による家庭訪問を実施する。
- ② ①の結果に基づき、養育に関する問題を明らかにし、必要な養育支援を実施する。
- ③ ②の訪問結果及び必要な支援内容について医療機関に情報提供し、医療機関と情報共有するとともに、必要な場合には連携して対応を行う。
- ④ ①から③の対応を講じていく中で必要があると認められる場合、地域ネットワークにおける支援内容に関する協議や児童相談所への送致を行う。
- ⑤ 医療機関から情報提供を受ける等の窓口は市町村の保健機関とするが、医療機関から情報提供があった場合の対応は、保健担当部署(保健機関を含む。)と児童福祉担当部署が連携して実施するものとする。なお、市町村は地域の医療機関に対して、当該市町村において実施している母子保健サービスについて情報提供を行う。

(3)医療機関

- ① 医療機関は、保健機関に情報提供しようとする場合、対象者に対して当該情報提供の概要を説明するとともに、居住している市町村の養育支援を受けることが心理的・身体的負担を軽減し、ひいては養育力の向上につながることを説明し同意を得る。
- ② 医療機関は、情報提供の対象となる患者が子どもの場合は別添3様式12の2に、母親の場合は別添3様式12の3に必要な事項を記載し、患者が居住する市町村の保健機関に情報提供を行う。

- ③ その後、医療機関は、市町村と情報を共有するとともに、必要に応じて連携して子どもと保護者に対する医療の提供を行う。この場合、医療機関の規模や機能に応じて、情報把握や記録、対象者への説明、保健機関との連絡等の窓口となる部署や担当者を事前に決めておくことが望ましい。
- ④ ①の情報提供の同意が得られない場合、医療機関は患者に対して、当該患者が居住する地域の母子保健サービス等について情報提供を行うなど適切に対応する。
- ⑤ 児童虐待を受けたと思われる子どもを把握した場合には、児童虐待防止法に基づき市町村の虐待対応窓口、あるいは、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告を行う。

別表 情報提供の対象となりうる例

(社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会検証事例等から抽出)

保護者の状況	子どもの状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 分娩時が初診 ・ 精神疾患がある(産後うつを含む) ・ 知的障害がある ・ 虐待歴・被虐待歴がある ・ アルコールまたは薬物依存が現在または過去にある ・ 長期入院による子どもとの分離 ・ 妊娠・中絶を繰り返している ・ 望まない妊娠(産みたくない、産みたいけれど育てる自信がない等) ・ 初回健診時期が妊娠中期以降 ・ 多子かつ経済的困窮 ・ 妊娠・出産・育児に関する経済的不安(夫婦ともに不安定な就労、無職等) ・ 若年(10代)妊娠 ・ 多胎 ・ 一人親・未婚・連れ子がある再婚 ・ 産後、出産が原因の身体的不調が続いている ・ 子どもを抱かない等子どもの世話を拒否する ・ 子どもをかわいいと思えないなどの言動がある ・ 夫や祖父母等家族や身近の支援がない ・ 医療を必要とする状況ではないが子どもを頻繁に受診させる ・ 育児知識・育児態度あるいは姿勢に極端な偏りがある ・ 衣服等が不衛生 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 胎児に疾病、障害がある ・ 先天性疾患 ・ 出生後間もない長期入院による母子分離 ・ 行動障害(注意集中困難、多動、不適応、攻撃性、自傷行為等) ・ 情緒障害(不安、無関心、分離、反抗など) ・ 保護者が安全確保を怠ったことによる事故(転倒・転落・溺水・熱傷等) ・ アレルギーや他の皮膚疾患はないが難治性のおむつかぶれがある場合 ・ 多胎 ・ 低出生体重児 ・ 身体発育の遅れ(低体重、低身長) ・ 運動発達・言語発達・認知発達の遅れ ・ 健診未受診、予防接種未接種 ・ 衣服等が不衛生 ・ 糖質の過剰摂取や栄養の偏りによると思われる複数の齲歯等